津山圏域衛生処理組合議会会議録

令和５年３月定例会

令和５年２月 15 日　開会

令和５年３月　定例会

津山圏域衛生処理組合議会３月定例会　議事録目次

津山圏域衛生処理組合議会定例会の招集について……1
議案の送付について……3
議事日程……4
議会に付した事件……5
出席・欠席議員……5
出席した説明員……5
出席した事務局職員……5

第１号（2 月 15 日）

開会宣言　……6
日程第１　会議録署名議員の指名……6
日程第２　会期の決定……6
日程第３　発議第１号上程、質疑・討論、採決……7
日程第４　議案第３号～議案第８号一括上程……7
日程第５　議案質疑及び一般質問、採決……10
閉会宣言　……13
議事録署名議員　……14

津圏衛処第１３２号
令和５年２月６日

津山圏域衛生処理組合議会議員　殿

津山圏域衛生処理組合
管理者　津山市長　　谷　口　圭　三

津山圏域衛生処理組合議会３月定例会の招集について

このことについて、別紙津圏衛処告示第５号の写しを添えてお知らせします。

津圏衛処告示第５号
令和５年２月６日

令和５年２月１５日（水曜日）午後１時３０分、津山圏域衛生処理組合議会３月定例会を津山市役所２階第１委員会室に招集する。

津山圏域衛生処理組合
管理者　津山市長　　谷　口　圭　三

付議事件
○令和５年度津山圏域衛生処理組合会計予算
○令和４年度津山圏域衛生処理組合会計補正予算（第２次）　外

津圏衛処第１３３号
令和５年２月６日

津山圏域衛生処理組合議会議員　殿

津山圏域衛生処理組合
管理者　津山市長　　谷　口　圭　三

議案等の送付について

津山圏域衛生処理組合議会３月定例会に提出する下記の議案等を送付いたします。

記

議案第３号　令和５年度津山圏域衛生処理組合会計予算

議案第４号　令和４年度津山圏域衛生処理組合会計補正予算(第２次)　外

（事務連絡）
当日は、「印鑑」をご持参ください。

令和５年２月１５日
津山圏域衛生処理組合議会定例会

議　事　日　程

令和５年２月１５日（水）午後１時３０分開議

日程番号	会　議　に　付　す　る　事　件
第　１	会議録署名議員の指名について
第　２	会期の決定について
第　３	発議第１号 津山圏域衛生処理組合議会の個人情報の保護に関する条例 上程 提案理由説明 質疑・討論 採決
第　４	議案第３号 令和５年度津山圏域衛生処理組合会計予算 議案第４号 令和４年度津山圏域衛生処理組合会計補正予算（第２次） 議案第５号 津山圏域衛生処理組合個人情報の保護に関する法律施行条例 議案第６号 津山圏域衛生処理組合個人情報保護条例の廃止に関する条例 議案第７号 津山圏域衛生処理組合行政不服審査会条例 議案第８号 津山圏域衛生処理組合情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例 一括上程 提案理由説明
第　５	質疑及び一般質問、採決

本日の議会に付した事件

日程番号	議会に付した事件
第１	会議録署名議員の指名について
第２	会期の決定について
第３	発議第１号
第４	議案第３号～議案第８号
第５	議案質疑及び一般質問、採決

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席番号	氏　　名	選　出市町村	出席欠席	遅参早退	議席番号	氏　　名	選　出市町村	出席欠席	遅参早退
1	西　野　修　平	津山市	出席		6	美 見 み ち 子	津山市	出席	
2	飯　綱　洋　平	鏡野町	出席		7	勝　浦　正　樹	津山市	出席	
3	政　岡　大　介	津山市	出席		8	鈴　木　大　介	鏡野町	欠席	
4	三　船　博　之	美咲町	出席		9	政　岡　哲　弘	津山市	出席	
5	高　橋　寿　治	津山市	出席		10	岡　安　謙　典	津山市	出席	

説明のため出席した者の職氏名

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
管 理 者 (津山市長)	谷口　圭三	副管理者 (津山市副市長)	野 口　薫
副管理者代理 (鏡野町副町長)	藤田　昭彦	副管理者代理 (美咲町副町長)	忠政　堅之
会計管理者	久松　美也子	事務局長	松本　浩一
事務局	有元　邦雄		

職務のため出席した者の職氏名

職　　名	氏　　名
津山市環境事業課 主査	早瀬　和典

会議場所　　津山市役所第１委員会室

津山圏域衛生処理組合３月定例会

本　　会　　議

会議録

令和５年２月15日　開催
午後１時45分　開会
午後２時03分　閉会

議長（西野　修平君）

本日、津山圏域衛生処理組合議会３月定例会が招集されましたところ、皆様方には、公務ご多用にも関わらず、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は、９名であります。

欠席届が、鈴木大介（すずきだいすけ）議員より出ております。

議長（西野　修平君）

これより、津山圏域衛生処理組合議会３月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りいたしておりますとおり、５つの日程といたしております。

議長（西野　修平君）

これより、日程第１に入り、「会議録署名議員の指名について」を行います。

３番　政岡大介（まさおかだいすけ）議員、４番　三船博之（みふねひろゆき）議員のご両名にお願いします。

議長（西野　修平君）

次に、日程第２に入り、「会期の決定について」を上程議題といたします。

今議会の会期は、本日１日間とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（西野　修平君）

ご異議なしと認めます。

よって、今議会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

議長（西野　修平君）

それでは次に日程第３に入り、発議第１号「津山圏域衛生処理組合議会の個人情報の保護に関する条例」を先ほどの全員協議会でご承認いただいておりますので、上程議題といたします。

この際、提案者に提案理由の説明を求めます。

７番　勝（かつ）　浦（うら）　正（まさ）　樹（き）　議員

議員（勝浦　正樹君）

津山市選出の勝（かつ）　浦（うら）　正（まさ）　樹（き）でございます。

本日、提出の発議第１号「津山圏域衛生処理組合議会の個人情報の保護に関する条例」につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の制定につきましては、国において、社会のデジタル化に対応した個人情報保護等の諸課題に対応するため、全国的な共通ルールを法律で規定することとなり、当組合を含む地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、法の適用を受けることとなりますが、議会につきましては適用外となっております。

そのため、この度、組合議会における個人情報を保護するため、議会独自の条例の制定が必要であることから、組合議会においても、個人情報保護に関する条例を制定するものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていいただきます。

議長（西野　修平君）

提案理由の説明は、ただいまお聞きの通りでございます。

質疑・討論の申出がございませんので、直ちに採決に移ります。

議長（西野　修平君）

発議第１号「津山圏域衛生処理組合議会の個人情報の保護に関する条例」は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」のと声あり）

議長（西野　修平君）

ご異議なしと認めます。よって発議第１号「津山圏域衛生処理組合議会の個人情報の保護に関する条例」は原案のとおり可決することに決します。

議長（西野　修平君）

次に、日程第４に入り、議案第３号から議案第８号までの議案６件について、先程の全

員協議会でご承認いただいておりますので、一括上程議題といたします。
　この際、管理者からの提出理由の説明を求めます。

管理者（津山市長　谷口　圭三君）
　本日、ここに組合議会３月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多忙中にも関わりませず、ご出席を賜り、誠に有難うございます。
　それでは、ただ今上程されました議案６件につきまして、ご説明を申し上げます。
　まず、議案第３号「令和４年度　津山圏域衛生処理組合　会計予算」でございますが、内容といたしましては、歳出総額　５億４，１６０万円で、前年度と比較しまして、６，８２８万３千円の減額、 対前年度比率は、８８．８％となっております。
　主なものといたしましては、し尿処理費　２億９，４４２万９千円、
公債費　２億 ９１万９千円でございます。
　一方、歳入でございますが、歳出と同額の　５億４，１６０万円で、主なものといたしましては、１市２町からの分担金　５億 １１９万５千円でございます。
　次に、議案第４号「令和４年度　津山圏域衛生処理組合会計　補正予算（第２次）」でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれから　２，３８９万円を減額し、補正後の歳入歳出予算額は、６億 ４６５万９千円とするものです。補正の主な内容は，跡地整備工事（建築）の工事費の確定と人員削減に伴う人件費の減少に対応するもの，及び令和４年度での完了が見込めない周辺道路(Ａ１７１号)整備工事費負担金について所要の補正を行うものでございます。
次に、議案第５号から議案第８号については、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和５年４月１日から法の規定による全国共通の個人情報の取扱が地方公共団体に適用されることとなります。
　法改正に伴い、組合では、現行条例の「津山圏域衛生処理組合個人情報保護条例」を廃し、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するとともに、新条例において設置が必要となる不服審査会、情報公開・個人情報保護制度運営審議会についても条例を制定するものでございます。

　なお、議案第３号につきましては、事務局より補足説明をさせます。
なにとぞよろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（西野　修平君）
　事務局長

事務局（松本　浩一君）
　　議案第３号「令和５年度　津山圏域衛生処理組合　会計予算」について補足説明いたします。
　それでは、お手元にお配りしております「令和５年度津山圏域衛生処理組合会計予算書」の１ページをご覧ください。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億４，１６０万円です。

次に、７ページをお開きください。
まず、歳出から説明します。
１０款 １０項 １０目 議会費は、２４万８千円で、前年度より６７万９千円の減額です。令和５年度は、行政視察がないため、減額となっています。
次に２５款 衛生費 ２０項 清掃費は、３億３，０４４万９千円で、前年度より ６，８０７万１千円の減額です。
その内、１０目 清掃総務費は、人件費と事務経費で、２，７６６万５千円で、 ２万１千円の増額となっています。
８ページに移りまして、１８節 負担金補助及び交付金は１，８０８万１千円で、主なものは、派遣職員に係る人件費負担金２名分です。令和５年度は退職手当の負担金はありません。
９ページに移りまして、２５目 し尿処理費２億９，４４２万９千円は主に汚泥再生処理センターの施設運営維持管理業務に係るもので、前年度より１，７９３万１千円増額となっています。１１節 役務費は、助燃剤処理手数料、また、１２節 委託料２億２，５３０万５千円の内訳は説明欄のとおりです。
汚泥再生処理センター施設運営維持管理業務委託料については、昨年度と比較して、１，３６４万５千円の増額となっております。
これは、元契約において、委託料について物価変動が生じた場合には見直すこととするという条項に従い見直したものです。
１３節 使用料及び賃借料は、下水道使用料となります。

次に３０目 し尿処理施設整備費８３５万５千円の主なものは、周辺道路（市道A171号線）整備工事費負担金に係るもので、前年度より８，６０２万３千円の減額となっております。これは、津山圏域衛生処理センター跡地整備工事（多目的グラウンド）の完成に伴うものです。

１０ページに移りまして、６５款 １０項 公債費 １０目 元金１億９，５９４万６千円は、平成２７年度から２９年度にかけての借入分に係る元金分と、令和４年度から元金償還の始まった平成３０年度の借入分に係る元金分です。
また、１５目 利子は４９７万３千円です。前年度に比べ、２７万９千円の増額となりますが、これは、借入先金融機関の利率の見直しがあったためです。
次に、７０款 諸支出金 １０項 体育館管理費 １０目 緑水園体育館管理費は、４９８万４千円です。
１節 報酬から４節 共済費は、職員の人件費で、１０節以下１１ページの１８節 負担金補助及び交付金までは、緑水園体育館の維持管理費等です。そして、歳出説明最後の費目となりますが、８０款 １０項 １０目に予備費として
５００万円を計上しております。

以上、歳出合計は、５億４１６０万円で、前年度と比較しまして、
６，８２８万３千円の減額、対前年度比率は、８８．８％となっております。

続きまして、歳入について説明いたします。５ページをご覧ください。
まず、４５款 分担金及び負担金 １０項 分担金 １０目 一部事務組合分担金は、
５億　１１９万５千円で、前年度当初予算と比較しまして、６,８２９万７千円の減額、
対前年度比率は、８８.０％となっています。
各市町の内訳につきましては、説明欄及び予算書の１５ページのとおりでございます。

５ページに戻っていただきまして、５０款 使用料及び手数料 １０項 使用料 １０目 体育施設使用料は、３６万円を見込んでいます。
２０目 行政財産使用料は、電柱敷地料他です。
次に８０款 １０項 １０目 繰越金は前年度と同様に４,０００万円としています。
６ページに移りまして、８５款 諸収入 ２０項 １０目 組合預金利子は４千円、
５０項 １５目 雑入は、３万２千円を見込んでいます。

以上、歳入合計は、５億４，１６０万円で、歳出合計と同額です。

次に１２ページをお開きください。
給与費明細書ですが、会計年度任用職員３名分の給与費についての明細です。

次に１３ページです。
津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター運営委託業務と、同じく
汚泥再生処理センター運営事業管理業務委託についてです。表に示しておりますとおり、
令和４年度末までの支出見込額と令和５年度以降の支出予定額を示しております。

次に１４ページです。
こちらは、当組合の地方債に係る令和３年度末における現在高並びに令和４年度末及び令和５年度末における現在高の見込みに関する調書です。
議案第３号の補足説明は以上でございます。

議長（西野　修平君）
提案理由の説明は、ただ今お聞きのとおりであります。
これより、日程第５に入り「議案質疑及び一般質問、採決」を行います。
本日は、質問の通告がありませんので、これより採決に移ります。

議長（西野　修平君）
議案第３号について採決致します。
お諮りいたします。議案第３号「令和５年度　津山圏域衛生処理組合　会計予算」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（西野　修平君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第３号「令和５年度　津山圏域衛生処理組合　会計予算」は原案のとおり可決することに決しました。

議長（西野　修平君）次に議案第４号について、採決いたします。
　お諮りいたします。議案第４号「令和４年度　津山圏域衛生処理組合会計補正予算(第２次)」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（西野　修平君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第４号「令和４年度　津山圏域衛生処理組合会計補正予算(第２次)」は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（西野　修平君）

　次に議案第５号について、お諮りいたします。
　議案第５号「津山圏域衛生処理組合個人情報の保護に関する法律施行条例」について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（西野　修平君）
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第５号「津山圏域衛生処理組合個人情報の保護に関する法律施行条例」については、原案のとおり可決することに決しました。

議長（西野　修平君）
　次に議案第６号について、お諮りいたします。
　議案第６号「津山圏域衛生処理組合個人情報保護条例の廃止に関する条例」について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（西野　修平君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６号「津山圏域衛生処理組合個人情報保護条例の廃止に関する条例」については、原案のとおり可決することに決しました。

議長（西野　修平君）

次に議案第７号について、お諮りいたします。

議案第７号「津山圏域衛生処理組合行政不服審査会条例」について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（西野　修平君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第７号「津山圏域衛生処理組合行政不服審査会条例」については、原案のとおり可決することに決しました。

議長（西野　修平君）

次に議案第８号について、お諮りいたします。

議案第８号「津山圏域衛生処理組合情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例」について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（西野　修平君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号「津山圏域衛生処理組合情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例」については、原案のとおり可決することに決しました。

議長（西野　修平君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

この際、管理者からご挨拶がございます。
管理者。

管理者（津山市長　谷口　圭三君）

本日は、大変ご多忙中のところ組合議会定例会にご出席をいただき、ただ今は、議案につきまして適切なご決定を賜り、誠にありがとうございました。

今後におきましても、議会の皆様や地元の皆様のご理解とご協力をいただきながら、周辺環境に配慮し、汚泥再生処理センターを適切に運営して参りたいと考えておりますので、ご指導並びにご協力のほどお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

本日は大変お疲れ様でございました。

議長（西野　修平君）

閉会にあたりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、終始ご熱心にご審議を賜り、それぞれ適切なご決定により、閉会する運びとなりました。

今組合議会はもとより、平素から議員の皆様を初め、住民各位のご協力に対し、心から感謝の意を表す次第であります。

皆様方には、今後とも健康に十分ご留意いただき、環境行政の進展に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。

これをもちまして、津山圏域衛生処理組合議会３月定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

地方自治法第１２３条第２項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

令和５年３月３１日

津山圏域衛生処理組合議会議長　　西　野　修　平

津山圏域衛生処理組合議会議員　　政　岡　大　介

津山圏域衛生処理組合議会議員　　三　船　博　之